

学生の皆様へ(アルバイトをする際の注意)

松山学生アルバイト求人情報システム委員会(*)

1 フラックバイトに注意

最近、全国的に「フラックバイト」という言葉が生まれ、一部の悪質な事業所等で学業に支障があるような長時間勤務やシフトを命じていることなどが問題となっています。

アルバイトを始める前には、勤務時間、勤務期間、仕事の内容、賃金の額や支払い方法など雇用条件をよく確認し、学業や健康に支障がないかどうか判断することが必要です。

本システムの求人情報によるアルバイトで次のようなことがあれば、松山学生雇用主協議会事務局(連絡先等は本システムのホームページに掲載)に連絡してください。また、内容に応じて、労働基準監督署や所属大学の学生相談窓口などで相談してください。

- ①勤務時間や仕事内容などの勤務条件が、本システムの求人情報と違っていた場合。
- ②賃金(残業代を含む。)の不払いや減額があった場合。
- ③アルバイトとして過重な責任やノルマを課せられた場合、また、勤務シフトで自分の授業などの都合を考慮されなかった場合。
- ④仕事上のミス(故意や重大な過失による場合を除く。)で不当な損害賠償を求められた場合。
- ⑤暴言や暴力、パワハラやセクハラなどがあった場合。
- ⑥その他、自分で解決できないような困った問題があった場合。

2 アルバイトの無断欠勤は厳禁

本システムで学生を雇用した事業主から「何の連絡もなく、アルバイトに来ない。」という苦情が度々寄せられています。

このような無断欠勤は、当該事業所に多大な迷惑をかけることになり、場合によっては訴訟などトラブルになることもあります。

トラブルを避けるためにも、アルバイトが決まったら、必ず、スケジュール表などにその時間や場所、相手先の電話番号などを記録し、忘れないようにしてください。もし、病気などで勤務できなくなった場合は、直ぐに相手先に電話して事情を説明するなど誠実な対応をしてください。

(*) 松山学生アルバイト求人情報システム委員会は、同システムを運営するために組織された、松山学生雇用主協議会と参加大学で構成する委員会です。